

豊橋市資源化センター余熱利用施設
整備・運営事業に関する実施方針

平成16年10月

豊橋市

はじめに

豊橋市（以下「市」という。）は、資源化センターから発生する余熱を有効利用する温水プールと温浴施設を中心とした施設（以下「本施設」という。）の整備を計画しています。本施設は、子供から高齢者まで障害者を含む広く多くの市民に対して、健康づくりと互いの交流を促す場を提供し、併せて省資源・省エネルギーについての市民意識を高め、市民福祉の向上を図ることを目的としたものです。

市は、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用することによって、この施設の整備・運営を効率的かつ効果的に実施することをめざしており、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第5条に則り、本施設の整備・運営事業に関する実施方針を公表するものです。

豊橋市長 早川 勝

豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業に関する実施方針

《目 次》

1. 特定事業の選定に関する事項	1
1-1 事業の名称	1
1-2 事業の目的	1
1-3 公共施設の管理者等の名称	1
1-4 事業方式と事業範囲	1
1-5 事業期間	2
1-6 施設の管理について	2
1-7 選定事業者の収入	2
1-8 特定事業の選定及び公表	2
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	3
2-1 募集及び選定の方法	3
2-2 募集及び選定のスケジュール（予定）	3
2-3 応募に当たっての資格要件等	3
2-4 審査及び落札者決定の手続	5
3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	6
3-1 基本的な考え方	6
3-2 選定事業者の権利義務と市の権利義務	6
3-3 事業の実施状況のモニタリング	6
4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	6
4-1 立地条件等	6
4-2 施設規模等	6
5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	7
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	7
6-1 選定事業者の債務不履行	7
6-2 市の債務不履行	7
6-3 不可抗力事由	7
6-4 金融機関との協議	7
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	7
7-1 法制上の措置	7
7-2 税制上の措置	7
7-3 財政上及び金融上の支援	7
8. その他特定事業の実施に関し必要な事項	8
8-1 議会の議決	8
8-2 入札に伴う費用負担	8
8-3 実施方針に関する説明会の開催	8
8-4 実施方針に関する質問及び意見	8

別添 1 リスク分担表

別添 2 位置図

別添 3 実施方針に関する質問書

別添 4 実施方針に関する意見書

別冊 要求水準書（案）

1. 特定事業の選定に関する事項

1-1 事業の名称

「豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業」（以下「本事業」という。）

1-2 事業の目的

本事業は、資源化センターから発生する余熱を有効利用し、温水プールと温浴施設を中心とした施設を整備（設計・建設）し、これを運営（維持管理を含む。）していくものです。

本施設は、健康増進と市民交流の場として、幅広い層の市民の利用に供することを目的とします。また、環境保全に配慮した施設の整備・運営を通じて、市民の省資源・省エネルギーに関する意識の向上を期待するものです。

1-3 公共施設の管理者等の名称

本施設の管理者は、豊橋市長 早川 勝 です。

1-4 事業方式と事業範囲

本事業の事業方式は、「PFI法」に基づき、同法第7条第1項の規定による選定事業者が、本施設の設計、建設を行った後、市に本施設を譲渡し、事業期間を通して本施設の維持管理及び運営を行う、いわゆるBTO方式とします。

選定事業者が実施する業務は、以下のとおりです。

(1) 設計業務及び建設業務

①設計業務

- ・設計
- ・設計図書の作成
- ・設計に伴う各種申請手続き

②建設業務

- ・建設工事
- ・備品等の調達・設置
- ・工事に伴う近隣対策
- ・建設に伴う各種申請手続き
- ・工事監理
- ・完成図書の作成
- ・施設の引渡し

(2) 維持管理業務及び運営業務

①維持管理業務

- ・建築物保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・備品等保守管理業務
- ・屋外施設保守管理業務
- ・環境衛生管理業務
- ・清掃業務
- ・植栽維持管理業務

- ・警備業務
- ・修繕業務

②運営業務

- ・利用受付業務
- ・健康づくり支援業務
- ・安全・衛生管理業務
- ・物品販売業務

1-5 事業期間

本事業の実施期間については、以下を予定しています。

〈設計・建設期間〉 平成 17 年 12 月下旬～平成 19 年 9 月

〈維持管理・運営期間〉 平成 19 年 10 月～平成 34 年 9 月（15 年間）

1-6 施設の管理について

本施設は、地方自治法第244条の規定による公の施設として整備するもので、その設置及び管理に関する事項については、別途条例で定めます。

1-7 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、以下の対価等により構成されます。市は、このうち、選定事業者が実施する本施設の設計業務及び建設業務（「1-4」参照）に係る対価、維持管理業務及び運営業務（「1-4」参照）に係る対価をサービス購入費として選定事業者に支払います。

(1) 設計業務及び建設業務に係る対価

市は、設計業務及び建設業務に係る対価について、事業契約においてあらかじめ定める額を、割賦方式により選定事業者に支払います。

(2) 維持管理業務及び運営業務に係る対価

市は、維持管理業務及び運営業務に係る対価について、事業契約においてあらかじめ定める額を、維持管理・運営期間にわたり選定事業者に支払います。

(3) 利用者からの収入

選定事業者が、売店において市から行政財産の目的外使用の許可を得て、実施する物品販売の売上は、全額が直接、選定事業者の収入となります。

1-8 特定事業の選定及び公表

本事業を PFI 法に基づき選定事業者が実施することにより、市の財政支出額の縮減等が見込まれる場合に、特定事業として選定し、公表します。また、特定事業として選定しない場合にも、同様に公表します。

なお、市の財政支出見込額の算定に当たっては、選定事業者からの税込その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政支出額の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行います。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2-1 募集及び選定の方法

民間事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとします。

2-2 募集及び選定のスケジュール（予定）

現時点では、以下のとおり予定しています。

平成16年10月18日(月)	実施方針の公表、実施方針に関する質問・意見の受付開始
平成16年10月22日(金)	実施方針に関する説明会の開催
平成16年11月1日(月)	実施方針に関する質問・意見の受付終了
平成16年11月中旬	実施方針に関する質問への回答
平成16年11月中旬	特定事業の選定・公表
平成17年3月上旬	入札公告（入札説明書等の公表）、入札説明書等に関する質問の受付開始
平成17年3月下旬	入札説明書等に関する質問の受付終了
平成17年4月下旬	入札説明書等に関する質問への回答
平成17年5月上旬	参加表明書及び資格確認申請書の受付
平成17年5月下旬	資格確認通知の発送
平成17年8月下旬	入札（提案書の提出）
平成17年9月下旬	落札者の決定・公表
平成17年10月上旬	基本協定締結
平成17年11月中旬	事業仮契約締結
平成17年12月下旬	事業契約締結

2-3 応募に当たっての資格要件等

(1) 応募者の構成等

- ① 本事業の応募者は、本施設の設計業務に当たる者（以下「設計企業」という。）、本施設の建設業務に当たる者（以下「建設企業」という。）、本施設の維持管理業務に当たる者（以下「維持管理企業」という。）及び本施設の運営業務に当たる者（以下「運営企業」という。）を含むものとします。
- ② 設計企業、建設企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業（以下「応募企業」という。）とすることも複数の企業の共同（以下「応募グループ」という。）とすることも可能とします。
- ③ 応募グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行ってください。
- ④ 応募グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に構成員並びに構成員の担当業務（設計、建設、維持管理及び運営の別）を明らかにしてください。

(2) 応募者の参加資格要件（共通）

応募企業又は応募グループの構成員は、いずれも以下の要件を満たさなければなりません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しないこと。
- ② 会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立て、旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条に基づく和議開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立て、破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは同法 133 条に基づく破産の申立て及び商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていないこと。
- ③ 市が本事業について、余熱利用施設整備・民間資金等活用事業調査を委託している株式会社三菱総合研究所、株式会社三菱総合研究所が本業務の一部を委託している株式会社エコ・アシスト及びあさひ・狛法律事務所、並びにこれらの企業と資本金面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- ④ 「2-4」に示す審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本金面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- ⑤ 応募企業又は応募グループの構成員が、他の応募企業、応募グループの構成員として参加していないこと。
- ⑥ 入札公告日から落札者決定までの間において、市の指名停止措置を受けていないこと。

(3) 業務に当たる者の参加資格要件

「1-4」に示す各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たさなければなりません。なお、複数の要件を満たす者は、当該各業務に当たる者を兼ねることができます。

《設計企業》

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 平成 15 年 12 月 12 日付け公告による、平成 16・17 年度に豊橋市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有し、その希望する業種が、建築関係建設コンサルタントであること。

《建設企業》

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- ② 平成 15 年 12 月 12 日付け公告による、平成 16・17 年度に豊橋市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有し、その希望する業種が、建築一式工事であること。
- ③ 建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が 820 点以上であること。

《維持管理企業》

- ① プール施設について 1 年以上の維持管理実績を有していること。
- ② 参加表明書及び資格確認申請書を提出する時までに直近 2 か年の国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。

《運営企業》

- ① プール施設について1年以上の運営実績を有していること。
- ② 参加表明書及び資格確認申請書を提出する時までに直近2か年の国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。

(4) 参加資格の確認及び失格要件

市は、応募者から提出された資格確認申請書について速やかに確認を行った後に、各応募者に対して参加資格要件を満たしているか否かを通知します（通知の発送日を「資格確認通知日」とします。）。

なお、資格確認通知を受けた入札参加者の構成員のいずれかが、以下に該当した場合は失格とします。

- ① 資格確認通知日以降、落札者決定までの期間に「2-3 (2)」において定める資格要件を欠くような事態が生じた場合。
- ② 資格確認通知日以降、落札者決定までの期間に「2-4」に示す審査委員会の委員に対して自己の有利になるよう接触等の働きかけを行った場合。

(5) 構成員の変更

参加表明書により参加の意思を表明した後に、入札参加者の構成員の追加及び変更は原則として認めません。ただし、市がやむを得ないと判断した場合は、代表企業を除き、認めることがあります。

(6) 特別目的会社の設立

- ① 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する商法（明治32年法律第48号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立することを要件とします。
- ② 応募企業又は応募グループの構成員がSPCに出資することとします。代表企業の出資比率は、出資者中最大となるようにしてください。なお、応募企業又は応募グループの構成員以外の者のSPCへの出資は認めません。
- ③ 全ての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってははいけません。

2-4 審査及び落札者決定の手続

- ① 提案書の審査は、学識者及び市職員で構成する「豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が、あらかじめ定めた落札者審査基準に基づいて行い、優秀提案を選定します。
- ② 市は、審査委員会の審査結果をもとに、落札者を決定します。
- ③ 審査は、入札価格のほか、設計、建設、維持管理、運営等の提案内容、事業計画の妥当性・確実性等の面から総合的に評価します。
- ④ 審査結果は、落札者決定後、速やかに公表します。
- ⑤ 審査委員及び落札者審査基準については、入札公告時に公表します。

3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3-1 基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供をめざすものです。

選定事業者が提供するサービスは、別冊「要求水準書（案）」を満たしつつ、子供から高齢者まで障害者を含む広く多くの市民に対して、健康づくりと互いの交流を促す場を提供するものです。

3-2 選定事業者の権利義務と市の権利義務

別添1「リスク分担表」を基本とし、これに基づき市と選定事業者の権利義務を事業契約の中で明確に規定するものとします。

3-3 事業の実施状況のモニタリング

市は、選定事業者が実施する本施設の設計業務、建設業務、維持管理業務、運営業務について、定期的にモニタリングを行います。モニタリングの方法、内容等については、別途事業契約に定めます。

モニタリングに必要な費用は、原則として市が負担しますが、モニタリングに必要な書類の整備等については、選定事業者の責任及び費用負担により行うものとします。

また、選定事業者が実施する本施設の設計業務、建設業務、維持管理業務、運営業務に係るサービスの水準が事業契約に定める市の要求水準を満たしていないことが判明した場合、市は選定事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができます。市が改善勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告対象となった事項が改善されない場合、市は選定事業者に対しサービス購入費の減額その他の措置を講ずるものとします。改善勧告やサービス購入費の減額等の具体的な手続き等については、入札公告時に提示します。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4-1 立地条件等

施設の立地条件については、別添2「位置図」、別冊「要求水準書（案）」を参照ください。

<敷地概要>

- ・建設地 豊橋市東七根町字宝地道地内
- ・敷地面積 約 18,000 m²

4-2 施設規模等

施設の規模及び配置等の条件については、別冊「要求水準書（案）」を参照ください。

<施設規模>

- ・建物面積 約 3,700 m²
- ・延床面積 約 4,600 m²

5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議を行うものとします。一定期間内に協議が整わない場合には、調停又は訴訟によることとし、紛争解決のための双方の費用を可能な限り抑制する方法を、事業契約の中で合意しておきたいと考えます。

訴訟については、名古屋地方裁判所を第一審の専属所轄裁判所とします。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

6-1 選定事業者の債務不履行

選定事業者が契約上の債務を履行しない場合、市はサービス購入費の減額又は支払停止措置を取ることとし、また事業契約を解除できるものとします。

市が事業契約を解除した場合、選定事業者は市に生じた損害を賠償するものとします。選定事業者が破綻した場合、市は事業契約を解除し、直接事業継続のための手段を講ずるものとします。

6-2 市の債務不履行

市の債務不履行により事業継続が困難となった場合、選定事業者は事業契約を解除することができるものとします。この場合、市は選定事業者に生じた損害を賠償するものとします。

6-3 不可抗力事由

不可抗力事由によっても、できる限り事業の継続性を担保するため、選定事業者には一定以上の保険を付保していただきます。保険範囲を逸脱した不可抗力事由により事業の継続が困難となった場合、原則として市がその責任を負担します。

6-4 金融機関との協議

市は、本事業の安定的な継続を担保するため、一定の重要事項について、選定事業者に資金を提供する金融機関と協議を行い、直接契約を結ぶことを想定しています。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7-1 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していません。

7-2 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していません。

7-3 財政上及び金融上の支援

選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努めるものとします。

なお、本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、応募者は当該融資を利用することは可能ですが、応募者は自らのリスクでその活用を行うこととし、市は同行からの調達の可否による条件変更は行いません。なお、応募者は当該制度の活用を盛り込む場合であっても、民間金融機関と同様の金利を前提として事業提案書を作成することとします。ただし、無利子融資制度は平成 18 年 3 月 31 日までの時限措置です。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを行うこととします。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

8-1 議会の議決

事業契約に係る債務負担行為の設定に関する議案については、平成 16 年 12 月市議会定例会に、事業契約の締結に関する議案については、平成 17 年 12 月市議会定例会に提出する予定です。

なお、公の施設の設置及び管理に関する議案については、平成 18 年 4 月以降の市議会定例会に提出する予定です。

8-2 入札に伴う費用負担

応募者の入札に伴う費用は、すべて応募者の負担とします。

8-3 実施方針に関する説明会の開催

本実施方針についての説明会を以下のとおり開催します。

・日 時：平成 16 年 10 月 22 日（金） 13：30～15：00（予定）

・場 所：豊橋市資源化センター内会議室

（所在地：豊橋市豊栄町字西 530 番地）

※現地集合、現地解散とします。

・出席方法：出席希望者は、平成 16 年 10 月 18 日（月）～21 日（木）の期間に、次頁記載の受付窓口に対して、FAX 若しくは Eメールにて参加企業名及び参加者名を連絡してください。ただし、参加人数は 1 企業につき 2 名までとします。

8-4 実施方針に関する質問及び意見

実施方針に関する質問及び意見の提出先は、以下のとおりです。

質問及び意見は、別添 3 及び別添 4 の様式にて作成し、郵送又は Eメールにてお寄せください。その際、市が受領していることを念のため電話でご確認ください。Eメールで意見を提出される場合に使用するソフトは、Microsoft Word (Windows 版) でお願います。なお、郵送の場合は平成 16 年 11 月 1 日（月）必着とし、電話による質問及び意見は受け付けません。

質問の回答については、平成 16 年 11 月中旬までに市のホームページにて公表する予定です。寄せられた意見については、内容を検討の上、入札説明書等の中に反映することを考慮しますが、個別回答や公表の予定はありません。また、ご意見についての著作権はそれぞれお寄せいただいた方に属しますが、必要な場合、市はこれを無償で使用できるものとします。

【受付窓口】

豊橋市環境部環境政策課 担当：稲田、松井
住 所：〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
T E L：0532 - 51 - 2419
Eメール：kankyoseisaku@city-toyohashi.jp

【受付期間】

平成16年10月18日（月）～平成16年11月1日（月）
（最終日は、午後5時まで）

リスク分担表

段階	リスクの種類	概要	リスク分担		リスク分担の考え方
			市	事業者	
共通	入札説明書変更リスク	入札説明書の誤り、記載内容の変更により新たに発生するコスト	○		入札説明書の誤り、記載内容の変更に伴うものについては市の責によるものであるため、市の負担とする。
	入札参加費用リスク	入札資料作成等のコスト		○	入札に係るコストについては事業者(応募者)の負担とする。
	法令変更リスク	法令変更により新たに発生するコスト	○		事業実施に直接関係する法令変更に伴うものは市の負担とする。
				○	上記以外によるものは事業者の負担とする。
	税制変更リスク	税制変更により新たに発生するコスト	○		消費税の変更に伴うものは市の負担とする。
				○	上記以外によるものは事業者の負担とする。
	許認可取得リスク	事業実施に必要なとなる許認可等の取得遅延、未取得による運営開始遅延や事業の中断		○	施設設置及び事業運営に必要なものは原則事業者の責によるものであるため、事業者の負担とする。
	環境悪化リスク	事業の実施に伴い発生する騒音や水質汚濁、大気汚染等		○	環境対策等、事業実施に係るものは事業者の責によるものであるため、事業者の負担とする。
	資金調達リスク	施設建設、運営に必要な資金の調達不備により発生する施設建設、運営開始の遅延や中断		○	民間資金を活用する本事業の主旨から、事業に必要な資金調達に係るリスクは事業者の負担とする。
金利変動リスク	基準金利決定日以降の金利変動により新たに発生するコスト		○	事業者において金利変動の影響を受けないような資金調達の工夫が可能であることから、原則事業者の負担とする。	
物価変動リスク	物価変動に伴う建設資機材等建設費の高騰により新たに発生するコスト		○	建設期間中の物価変動リスクは事業者の負担とする。	
	物価変動に伴う燃料費、薬品費等の物件費、人件費、点検・補修費等の増加コスト	○	△*	長期間にわたる物価変動リスクは事業者でコントロールできないため、市の負担とする(サービス購入費の調整を行う。) *物価変動相当分は、予め約定した客観的な統計データを指標として調整する方法を想定しているが、厳密には一部事業者負担が生じる場合がある。	

段階	リスクの種類	概要	リスク分担		リスク分担の考え方
			市	事業者	
共通(つづき)	契約の未締結、遅延	事業自体の中止やPFI契約の議決が得られないリスク	○		政策変更や市の手続き上の不備等に係るものは市の負担とする。
	不可抗力による施設の損壊等	不可抗力(地震の発生、台風等の風水害の発生等)により発生する施設の損壊等	○	△*	不可抗力については事業者でコントロールできないため、市のリスク負担とする。 * 損害の一部については事業者の負担とすることを想定しています。
	用地確保に係るリスク	事業用地の確保の遅れや、事業用地の変更に伴う、設計、建設、運営各段階の中断や遅延等	○		事業に必要な敷地の取得は市の責であることから市の負担とする。
計画・設計段階	測量、調査リスク	地形、地質等の現地調査の不備等により、設計、建設、運営各段階で新たに発生するコスト	○	○	市提供のデータ(ボ-リングデータ等)の誤り等に起因するものは市のリスク負担とする。 上記以外によるものは事業者の負担とする。
	設計変更リスク	社会情勢の変化等により発生する設計条件の変更、及びそれに伴う設計費用の増加	○	○	市が提示した条件の変更等に係るものは市の負担とする。 上記以外によるものは事業者の負担とする。
建設段階	地元調整リスク	地元調整の不備による建設や事業開始の遅延、及び工事の実施に伴い発生する地元の反対、苦情等	○	○	施設の立地に係る地元調整は市の負担とする。 適切な工事の実施は事業者の責であることから、工事の実施に係るものについては事業者の負担とする。
	市が行う工事の遅延等リスク	選定事業者との責任分界点までの蒸気配管等、市が行う工事の遅延等により発生する、施設の完工遅延や運営開始遅延	○		市が行う工事の遅延等によるものは原則市の負担とする。
	完工リスク	工程管理の不備や事業会社の能力不足等により発生する施設の完工遅延や開業遅延、または市の提示条件の不備・変更、不可抗力等による発生する完工遅延や運営開始遅延		○	事業者の責による完工遅延、工事未完については、原則事業者の負担とする。
			○	市の提示条件や指示の不備、変更、不可抗力事由による完工遅延については、市の負担とする	
	建設費超過リスク	建設時の工数の変更、資材調達価格の変更、設計変更、工期の変更等、または市の提示条件の変更により新たに発生するコスト	○	○	施工管理は事業者の責によるものであるため、原則事業者の負担とする。 市の提示条件・指示の不備・変更によるものは市の負担とする。

段階	リスクの種類	概要	リスク分担		リスク分担の考え方
			市	事業者	
建設段階 (つづき)	工事中の事故リスク	工事中の事故、火災等により発生する施設の損壊や第三者への賠償		○	施工中の安全管理等は事業者の責であるため、原則事業者の負担とする。
	要求性能未達リスク	設計または施工の瑕疵により発生する要求性能の未達		○	性能を満足することは事業者の責であるため、事業者の負担とする。
運営段階	要求水準未達リスク	不適切な運営や設備劣化によるサービス水準の低下や、事故、施設損傷等による運営の中断		○	施設の適切な維持・運営は事業者の責であるため、原則事業者の負担とする。
	運営開始の遅延	運営に必要な体制整備の遅れによる運営開始の遅延		○	運営体制の整備の遅れは事業者の責であるため、事業者の負担とする。
	収入変動リスク	利用者数の変動に伴う料金収入の変動	○	△*	利用者数の変動による収入変動リスクは、市の負担とする。 *売店における物品販売業務に係る収入の変動は事業者のリスク負担とする。
	運営中の事故リスク	運営中に発生する第三者への賠償		○	運営中の安全管理等は事業者の責であるため、原則事業者の負担とする。
			○		事業者の責に帰しがたい事由による場合は市が負担する。
	運営費等の変動リスク (物価変動を除く)	事業内容の変更に伴う燃料費、薬品費等の物件費、人件費、点検・補修費等の増加コスト	○		市の事由による事業内容変更に起因するものは市の負担とする。
				○	上記以外によるものは事業者の負担とする。
	蒸気供給リスク	資源化センターの運転状況の変化による必要な蒸気供給の未達	○		計画していた蒸気が供給されず、バックアップ設備を稼働させた場合に発生する燃料費相当は市の負担とする。
井水の変動リスク	市が利用を義務付ける井水の水量や水質の変動等により新たに発生するコスト	○	△*	市が利用を義務付ける井水の水量や水質の変動等(市が設置する揚水設備の損傷等を含む)により新たに発生するコストは、市が負担する。 *計画量を超えた過度な揚水など、原因が事業者の責に帰すべき場合は、事業者が負担を求められることがある。	
サービス購入費の支払い遅延等リスク	市のサービス購入費の支払い遅延や支払い不能に伴うサービス提供の中断等	○		事業者の収入は市からのサービス購入費で賄われていることから、サービス購入費の支払い遅延や支払不能に起因するものは市の負担とする。	

(別添3)

平成 年 月 日

実施方針に関する質問書

豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業の実施方針に関する質問書を提出します。

		枚中	枚目
質問者	企業名		
	所在地		
	所属/担当者名		
	電話/FAX		
	Eメール		
区分・項目	ページ・項目		
	項目名		
内容			

注) 用紙1枚につき1件とし、簡潔かつ具体的に記入してください。

(別添4)

平成 年 月 日

実施方針に関する意見書

豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業の実施方針に関する意見書を提出します。

		枚中	枚目
意見者	企業名		
	所在地		
	所属/担当者名		
	電話/FAX		
	Eメール		
区分・項目	ページ・項目		
	項目名		
内容			

注) 用紙1枚につき1件とし、簡潔かつ具体的に記入してください。